

## 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（案）

### 1. 人員に関する基準・設備に関する基準

#### (1) 人員に関する基準（基準第2条）

指定介護療養型医療施設は、当該病院又は診療所全体として、医療法に基づく基準（通知を含む。）を満たしていることが必要である。さらに、基準のうち、医療法に定める基準以上のもの及び医療法に定められていないもの（介護支援専門員、痴呆疾患療養病棟における作業療法士及び精神保健福祉士等）については、指定介護療養型医療施設として指定を受ける病棟もしくは病室の平均入院患者数を基礎に算定された必要数を満たす必要があること。ただし、看護職員・介護職員は、病室単位で指定を受ける病院又は診療所にあつては、当該病室を含む病棟又は診療所全体について指定介護療養型医療施設の指定を受けたとした場合の必要数を算出し、当該病棟又は当該診療所に勤務する職員数が当該必要数を満たしていればよい。

#### (2) 設備に関する基準（基準第3条）

食堂や浴室、機能訓練室等の設備については、指定介護療養型医療施設の指定を受けた病棟と受けない病棟とで共用することは当然認められるが、その場合には、入院患者数等からみて必要時に使用可能な広さを有することが必要である。

#### (3) 経過措置

- ① 指定介護療養型医療施設の指定基準の経過措置により、平成15年3月31日までの間、介護力強化病院を指定することを認めることとした。（基準附則第2条）
- ② 指定介護療養型医療施設の介護支援専門員については、平成15年3月31日までの間は、看護に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員でよいこととした。（基準附則第3条）
- ③ 指定介護療養型医療施設（療養型病床群を有する診療所であるものに限る。）の看護職員及び介護職員については、当分の間、常勤換算法で入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、ただし、そのうちの1については看護職員であればよいこととした。（基準附則第4条）
- ④ 老人性痴呆疾患療養病棟の人員・設備基準の経過措置
  - イ 当分の間、介護職員の員数は、常勤換算法で、入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上でよいこととした。（基準附則第5条）
  - ロ 当分の間、老人性痴呆疾患患者の作業療法の経験を有する看護婦

又は看護師が1人以上勤務する老人性痴呆疾患療養病棟において、作業療法士が週1回以上当該老人性痴呆疾患療養病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができるものとされた。(基準附則第6条)

ハ 病床転換による老人性痴呆疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は6床以下であればよいこととされた。(基準附則第16条)

ニ 病床転換による老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上(ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)であればよいこととした。(基準附則第17条)

⑤ 病床転換による療養型病床群を有する病院及び診療所にあつては、当分の間、食堂及び浴室を有しないことができる。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けることが必要である。なお、その場合であってもできる限り早期に療養環境を整えることが求められている。(基準附則第7条及び第12条)

## 2 運営に関する基準

### (1) 内容及び手続の説明及び同意

基準第6条は、入院患者に対し適切な指定介護療養施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、当該指定介護療養型医療施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の患者がサービスを選択するために必要な重要事項をわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定介護療養施設サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものであること。なお、当該同意については、患者及び指定介護療養型医療施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

### (2) 受給資格等の確認

① 基準第7条第1項は、指定介護療養施設サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、患者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるべきことを規定したものである。

② 同条第2項は、患者の被保険者証に、指定施設サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、これに配慮して指定介護療養施設サービスを提供するように努めるべきことを規定したものである。

### (3) 入退院

- ① 基準第8条第1項は、指定介護療養型医療施設は、長期に渡って療養が必要な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。
- ② 同条第2項は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や診療の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものであること。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①病床が空いていない場合、②入院治療の必要の無い場合、その他患者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合である。
- ③ 同条第5項は、指定介護療養型医療施設は要介護者のうち、入院して長期療養を行うことが必要な患者を対象としていることに鑑み、入院治療が不必要となった場合には、すみやかに退院を指示することを規定したものである。

#### (4) 要介護認定の申請に係る援助

- ① 基準第9条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護療養施設サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定介護療養型医療施設は、患者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該患者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
- ② 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6ヶ月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

#### (5) 健康手帳への記載

基準第11条は、提供した指定介護療養施設サービスに関して、その記録を入院患者の健康手帳の医療に係るページに記載しなければならないことを定めたものである。なお、健康手帳の医療に係るページの様式については、「健康手帳の医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページの様式」（昭和57年11月厚生省告示第192号）により定められているものである。

#### (6) 利用料等の受領

- ① 基準第12条第1項は、法定代理受領サービスとして提供される指定介護療養施設サービスについての患者負担として介護療養施設サービスにかかる費用の額のうち食事の提供に要する費用の額を除いた額の1割（法第

50条もしくは第60条又は第69条の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合)及び食事の提供に要した費用について、いわゆる食事の標準負担額の支払を受けなければならないことを規定したものである。

- ② 基準第12条第2項は、入院患者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定介護療養施設サービスを提供した際にその入院患者から支払を受ける利用料の額と法定代理受領サービスである指定介護療養施設サービスに係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。
- ③ 基準第12条第3項は、指定介護療養施設サービスの提供に関して、
- イ 厚生大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - ロ 入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - ハ 理美容代
  - ニ 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養型医療施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- については、前2項の利用料のほかに入院患者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。なお、ニの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものである。

(7) 保険給付の請求のための証明書の交付

基準第13条は、患者が保険給付の請求を容易に行えるよう、指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスでない指定介護療養施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すべきこととしたものである。

(8) 施設サービス計画の作成について(基準第14条)

施設サービス計画の作成に当たっては、退院後の居宅における生活を視野に入れ、当該入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の従業者と十分にその内容を検討することが必要である。

(9) 指定介護療養施設サービスの取扱方針

基準第15条第4項において、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為を行ってはならない旨を定めたところであるが、

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、主治医は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載しなければならないものとする。

(10) 診療の方針について（基準第16条）

指定介護療養型医療施設の医師は、常に入院患者の病状や心身の状態の把握に努めること。特に、診療に当たっては、的確な診断をもととし、入院患者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行うものとする。

(11) 機能訓練について（基準第17条）

リハビリテーションの提供に当たっては、入院患者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。

(12) 看護及び医学的管理の下における介護（基準第18条）

- ① 入浴の実施に当たっては、入院患者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、入院患者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなどにより身体の清潔保持に努めるものとする。
- ② 排せつに係る介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。おむつを使用せざるを得ない場合には、入院患者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換するものとする。

(13) 食事の提供について（基準第19条）

- ① 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくものとする。
- ② 入院患者の食事は、適切な衛生管理がなされたものでなければならない。
- ③ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。
- ④ 転換型の療養型病床群等であって食堂がない場合には、できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければならないものとする。

(14) 市町村等への通知

- ① 基準第21条第1号は、指定介護療養型医療施設においては、入院治療の必要がなくなった患者については、すみやかに退院の指示を出すこととなっているが、退院の指示が出されているにもかかわらず、家庭の都合等により退院に応じない場合には、市町村の福祉事業等との連携を図り退院を円滑に進めるため、病状や家庭環境等に関する情報を添えて市町村に通知を行うことを義務づけたものである。

- ② 同条第2号及び第3号は、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失等により、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、介護保険法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定介護療養型医療施設が、その入院患者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

#### (15) 管理者の責務

基準第23条は、指定介護療養型医療施設の管理者の責務として、指定介護療養型医療施設の従業者の管理及び指定介護療養施設サービスの実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定介護療養型医療施設の従業者に基準の第4章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うことを定めたものである。

#### (16) 運営規程

基準第24条は、指定介護療養型医療施設の適正な運営及び入院患者に対する適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定介護療養型医療施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- ① サービス利用に当たっての留意事項（第5号）  
入院患者が指定介護療養施設サービスの提供を受ける際の、入院患者側が留意すべき事項（入院生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること
- ② 非常災害対策  
（18）の非常災害に関する具体的計画を指すものであること

#### (17) 勤務体制の確保等

基準第25条は、入院患者に対する適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- ① 第25条第1項は、指定介護療養型医療施設ごとに、原則として月ごと病棟ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護職員及び介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。
- ② 第25条第2項は、指定介護療養型医療施設は、原則として、当該

施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供するべきであるが、調理、洗濯等の入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

- ③ 第25条第3項は、当該指定介護療養型医療施設の従業者等の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

#### (18) 非常災害対策

基準第27条は、指定介護療養型医療施設が、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。

#### (19) 衛生管理等（基準第28条）

基準第28条第1項は、指定介護療養型医療施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。
- ② 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

#### (20) 秘密保持等（基準第30条）

- ① 基準第30条第1項は、指定介護療養型医療施設の従業者に、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。
- ② 基準第30条第2項は、指定介護療養型医療施設に対して、過去に当該指定介護療養型医療施設の従業者であった者が、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。
- ③ 基準第30条第3項は、入院患者の退院後の居宅における居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により利用者又はその家族か

ら同意を得る必要があることを規定したものである。

#### (21) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

- ① 基準第31条第1項は、居宅介護支援事業者による介護保険施設の紹介が公正中立に行われるよう、指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該介護保険施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。
- ② 基準第31条第2項は、入院患者による退院後の居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行われるよう、指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない旨を規定したものである。

#### (22) 苦情処理

- ① 基準第32条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、患者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても合わせて記載するとともに、施設に掲示すること等である。
- ② 同条第2項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要性が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定介護療養型医療施設に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを明確にしたものである。

#### (23) 地域との連携等

基準第33条は、指定介護療養型医療施設が地域に開かれた事業として行われるよう、指定介護療養型医療施設は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

#### (24) 事故発生時の対応

基準第34条は、入院患者が安心して指定介護療養型医療施設の提供を受けられるよう、指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する介護



療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うべきこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定介護療養型医療施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定介護療養型医療施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

#### (25) 会計の区分

基準第35条は、指定介護療養型医療施設は、介護療養施設サービスに関して他の介護給付等対象サービスと経理を区分するとともに、介護保険の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。

#### (26) 記録の保存について

基準第36条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

- ① 指定介護療養施設サービスに関する記録
  - イ 施設サービス計画書
  - ロ 診療録その他の提供した指定介護療養施設サービスに係る記録
- ② 基準第21条に係る市町村への通知に係る記録